

○宜野湾市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則

平成18年3月31日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30規則21・令6規則1・一部改正)

(指定の申請)

第2条 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定による申請は、様式第1号による指定申請書により行うものとする。

2 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(平25規則29・平30規則21・令6規則1・一部改正)

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5第1項、第82条第1項、第115条の15第1項及び第115条の25第1項の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項、第133条第1項、第140条の30第1項及び第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては様式第2号による変更届出書により、休止した事業の再開に係るものにあつては様式第3号による再開届出書により、それぞれ行うものとする。

2 法第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の15第2項及び第115条の25第2項の規定による届出は、様式第3号の2による廃止・休止届出書により行うものとする。

(平25規則29・平30規則21・令6規則1・一部改正)

(指定の更新申請)

第4条 法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する同法第70条の2第1項並びに法第79条の2第1項に規定する更新の申請は、様式第4号による指定更新申請書により行うものとする。

(平20規則13・追加、平25規則29・平30規則21・令3規則39・令6規則1・一部改正)

(指定の辞退)

第5条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、様式第5号による指定辞退届出書により行うものとする。

(平20規則13・旧第4条繰下、平25規則29・令6規則1・一部改正)

(事業所情報の提供)

第6条 市長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、沖縄県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 介護支援専門員の氏名及び登録番号
- (8) その他市長が必要と認める事項

(平20規則13・旧第5条繰下、令6規則1・一部改正)

(公示)

第7条 法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、法第78条の11各号、第85条各号、第115条の20各号及び第115条の30各号の

措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の名称及び所在地

(3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(4) 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

(5) サービスの種類

(平20規則13・旧第6条繰下、平25規則29・平30規則21・令3規則39・令6規則1・一部改正)

(指定の条件)

第8条 法第78条の2第8項又は第115条の12第6項の規定に基づき、指定を受ける事業者には次の条件を付するものとする。

(1) 指定地域密着型サービス事業(指定夜間対応型訪問介護サービスを除く。)者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、原則として宜野湾市に3月以上居住している居住者を当該サービス利用契約の対象とすること。

(2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、原則として宜野湾市介護保険事業計画で定める生活圏域の被保険者を当該サービス利用契約の対象とすること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(平19規則26・追加、平20規則13・旧第7条繰下、平25規則29・令3規則39・令6規則1・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平19規則26・旧第7条繰下、平20規則13・旧第8条繰下、平30規則21・令6規則1・一部改正)

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

第 2 条 市長は、この規則の施行日前においても、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則(平成19年 6 月28日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定は、平成19年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成20年 3 月31日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年 3 月29日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定、様式第 1 号の改正規定及び様式第 1 号付表 6 の次に 3 表を加える規程並びに様式第 4 号の改正規定については、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成28年 3 月30日規則第 8 号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成30年 3 月28日規則第21号)

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 9 日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 7 日規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(宜野湾市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の廃止)

2 宜野湾市指定介護予防支援事業所の指定に関する規則(平成18年宜野湾市規

則第27号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により提出されている申請書等は、この規則による改正後の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による廃止前の宜野湾市指定介護予防支援事業所の指定に関する規則による様式により提出されている申請書等は、この規則による改正後の宜野湾市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の様式により提出されたものとみなす。

様式第1号 (第2条関係)

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所

指定申請書

年 月 日

宜野湾市長 殿 所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します

[illegible]

サ ー ビ ス	地 域 密 着 型 介 護 予 防	介護予防認知症対応型通所介護					付表第二号(四)(五)
		介護予防小規模多機能型居宅介護					付表第二号(六)
		介護予防認知症対応型共同生活介護					付表第二号(七)
介護保険事業所番号							(既に指定又は許可を受けている場合)
医療機関コード等							(保険医療機関として指定を受けている場合)

備考

- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 3 地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業者について、他方の地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合であって、届出事項に変更がないときは、「事業所の名称及び所在地」、「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」、「当該申請に係る事業の開始予定年月日」、「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」、「介護支援専門員の氏名及び登録番号」及び「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。
- 4 法人等の種類は、「社会福祉法人（社協以外）」、「社会福祉法人（社協）」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人（NPO）」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体（都道府県）」、「地方公共団体（市町村）」、「地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 5 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号の記入も可能です。
- 6 指定を受けようとする事業所の種類に応じた付表と必要書類を添付してください。

様式第 2 号（第 3 条関係）

変更届出書

年 月 日

宜野湾市長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業者番号																
	法人番号																
指定内容を変更した事業所等	名称																
	所在地																
サービスの種類																	
変更年月日																	
年 月 日																	
変更があった事項（該当に○）																	
変更の内容																	
	(変更前)																
	事業所（施設）の名称																
	事業所（施設）の所在地																
	申請者の名称																
	主たる事務所の所在地																
	法人等の種類																
	代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所																
	登録事項証明書・条例等 （当該事業に関するものに限る。）																
	共生型サービスの該当有無																
	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等																
	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所																
	(変更後)																
	運営規程																
	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関																
	事業所の種別等																
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 病院等との連携・支援体制																
	本体施設、本体施設との移動経路等																
	併設施設の状況等																
	連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地																
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号																

備考 1 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。

2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の（変更前）と（変更後）欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

様式第 3 号（第 3 条関係）

再開届出書

年 月 日

宜野湾市長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号																	
	法人番号																	
再開した事業所	名称																	
	所在地																	
サービスの種類																		
再開した年月日	年 月 日																	

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

様式第 3 号の 2（第 3 条関係）

廃止・休止届出書

年 月 日

宜野湾市長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止（休止）するので届け出ます。

	介護保険事業者番号																	
	法人番号																	
廃止（休止）する事業所	名称																	
	所在地																	
サービスの種類																		
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止																	
廃止・休止する年月日	年 月 日																	
廃止・休止する理由																		
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置																		
休止予定期間	休止日 ～ 年 月 日																	

備考 廃止又は休止する日の 1 月前までに届け出てください。

様式第4号（第4条関係）

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所

指定更新申請書

年 月 日

宜野湾市長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

[illegible]

備考 1 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。

2 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物部屋番号を追記することも可能です。

3 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。

4 「当該事業所の所在地以外場所」に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときの対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

様式第 5 号（第 5 条関係）

指定辞退届出書

年 月 日

宜野湾市長 殿

所在地

申請者 名称

代表者職名・氏名

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	介護保険事業所番号																	
	法人番号																	
指定を辞退する施設	名称																	
	所在地																	
指定を受けた年月日	年 月 日																	
指定を辞退する年月日	年 月 日																	
指定を辞退する理由																		
現に施設に入所している者に対する措置																		

備考 指定を辞退する日の 1 月前までに届け出てください。

様式第 1 号(第 2 条関係)

(令 6 規則 1 ・全改)

様式第 2 号(第 3 条関係)

(令 6 規則 1 ・全改)

様式第 3 号(第 3 条関係)

(令 6 規則 1 ・全改)

様式第 3 号の 2 (第 3 条関係)

(令 6 規則 1 ・追加)

様式第 4 号(第 4 条関係)

(令 6 規則 1 ・全改)

様式第 5 号(第 5 条関係)

(令 6 規則 1 ・全改)